

## 新型コロナウイルスの感染防止に関する授業実施ガイドライン

令和2年6月29日  
徳島大学危機対策本部

学内における新型コロナウイルスの感染防止を図るため、今後の授業（講義、実験、実習、演習等）については、当分の間、本ガイドラインを基準として、各学部等の状況や特性に応じて実施してください。

なお、「BCPレベル0」となるまでは遠隔授業を推奨し、対面授業は各学部等の状況や特性に応じて十分な感染防止対策を講じた上で実施してください。

## 1. 遠隔授業

- (1) 感染防止の更なる徹底と3密（密閉・密集・密接）の回避に伴う教室不足に対応するため、令和2年4月15日以降に実施している遠隔授業は継続するとともに、現在、遠隔授業を実施していない授業においても、できる限り遠隔授業の導入を進めてください。
- (2) 遠隔授業の導入に際しては、遠隔授業の直近に対面授業がある場合の学生の移動負担やネット環境等を考慮し、講義を録画撮りして配信し、いつでもその講義が視聴できる遠隔授業（オンデマンド授業）の導入についても検討してください。
- (3) ネット環境が十分でない学生に向けて、引き続き、Web環境と感染防止対策が整った講義室等を確保してください。

## 2. 対面授業

## (1) 事前の準備

- ① 授業の開始にあたっては、事前に手指の消毒を行うよう学生に指導してください。
- ② 各自でマスクを持参し、授業中は着用するよう学生に指導してください。また、マスクを忘れた学生に対しては、全学調達分から配付してください。  
なお、体育の授業では着用する必要はありません  
※マスクは学務部が調達し、各学部等に配布します。

## (2) 3密（密閉・密集・密接）の回避

- ① 講義室（実験室、実習室等を含む。）では密閉空間にならないよう、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓又は扉を同時に開けて換気を行ってください。また、エアコン使用時においても、常時、換気扇等を機動させるとともに、定期的な窓開け等により、こまめな換気を行ってください。  
(例)・授業時間中に最低1回、10分間、対角線上の2カ所の窓を開け換気を行う。
  - ・エアコンをつけたまま、対角線上の隅の窓を10cm程度常時開け、風を通す。
  - ・窓が1つしかない場合は、窓のそばに扇風機を置いて風の流れをつくる。
- ② 教員による飛沫の飛散による感染を防ぐため、席の最前列を空ける等、教員と学生との間は2メートル以上の間隔を空けるとともに、授業中は適時マイクを活用し、学生が聞き取りやすいよう配慮してください。
- ③ 対面授業（実験・実習を除く）の講義室の収容定員に対する受講生（実際に教室にいる学生数）の割合は、各学部等の状況に応じ、できるだけ30%以下（最大でも50%）

以下)であることを目安とし、座席間隔を確保してください。

(3) 授業実施上の注意

- ① グループワーク等においては、学生同士の会話を避け、一方向の伝達形式を実施し、会話で発生する飛沫の飛散を避けてください。なお、外国語に関する授業等、会話を必要とする授業については、前方に2メートル以上の間隔を空ける等の配慮を行ってください。
- ② 実験を伴う授業では、教員、学生ともにマスクを着用するとともに、教員や学生の密着を避けるよう配慮してください。また、可能であれば使い捨ての手袋等を着用させてください。
- ③ 実験開始前後には手指の消毒を行ってください。

(4) 学外授業等の対応

- ① 学外実習については、感染対策のため、担当教員の判断により、内容を一部制限又は変更することができます。(令和2年5月1日付け文部科学省事務連絡)
- ② 学外実習の実施にあたっては、各学部等の実習規定等に基づき、学生に健康観察や感染防御を徹底してください。
- ③ 体育等の屋外で行う授業は、クラスをいくつかのグループに分割するなど、フィジカルコンタクトを避けるよう配慮してください。

4. 学生が欠席した場合の対応

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患し(疑いも含む)又は発熱等の風邪症状等により授業を欠席した場合は、欠席扱いとはせず、欠席回数分の補講を行ってください。

(例) 課題提出や、オンデマンド授業を視聴させる等の代替措置を講じるなど。

5. 授業開始を延期した期間及や休講回数分の対応について

授業開始の延期や休講等による授業の代替措置については、夏季休業期間等を活用した補講や遠隔授業、課題提出等、各学部等の状況に応じ、必要な学修時間を確保してください。

6. 学生が定期試験に出席できない場合の対応

学生が新型コロナウイルス感染症に罹患し(疑いも含む)又は発熱等の風邪症状等により定期試験等を欠席する場合は、事前に学務担当係(教養教育科目は教養教育係)へ連絡することにより、追試対象としてください。

7. 学修環境の確保

- (1) アルコール消毒薬(講義棟や講義室等の入り口)、又は液体石けん(手洗い場)を常時設置してください。
- (2) 机、椅子、ドアノブ等、手の触れる箇所を定期的に消毒してください。

8. 学生生活上の指導

学生に対しては、別途、周知はいたしますが、各教員からも、是非とも次の事項について、適時、指導を行ってください。

- (1) 屋内や会話をする時はマスクを着用すること。
- (2) 3密(密閉・密集・密接)が回避できないような空間に集団で集まることを避けること。

- (3) 授業終了後は、学内に留まらず帰宅し、自宅で事前・事後学修を行うこと。
- (4) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行うこと。
- (5) 手指の消毒や咳エチケットの励行により、感染予防を徹底すること。
- (6) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応すること。